

総務部総務課、教育委員会生涯学習課
事業費 384万円

行財政運営

◇省電力化事業

中長期的な経常的経費の削減に向け、役場、中央公民館、図書館及び総合体育館の照明器具をリースによりLED化し、省電力化を進めます。

総務部政策調整課

◇町制施行70周年記念事業準備事業

事業費 341万6千円

令和4年度に町制施行70周年を迎えるに当たり、町勢要覧の刷新やミニひまわりの種子配布などを行います。

総務部政策調整課

◇総合計画中間見直し事業

事業費 309万2千円

第5次扶桑町総合計画の中間見直しを2か年の継続事業で行います。1年目の令和3年度は、町民意識調査を行います。

扶桑町の財政状況について
ホームページで公表しています

扶桑町役場ホームページ <http://www.town.fuso.lg.jp/>

町政情報 → 予算・財政 → 財政 をクリックしてください。

▼問い合わせ 政策調整課 内線313 2階 ⑨番窓口

令和2年度下半期
下水道事業会計の業務状況を公表します

都市整備課 内線286 1階 ⑥番窓口

下水道事業におきましては、令和元年度より地方公営企業法を適用し、公営企業会計へと移行しました。下水道事業の状況につきましては、毎年6月と12月に業務状況の報告をおこないます。今回は令和2年度下半期（10月1日～3月31日）の業務状況についてお知らせします。

(1) 営業について

令和2年度下半期における有収水量は539,845 m³でした。
令和2年度下半期における経営状況については、収益的収支のうち収入は、1億7,702万円で、このうち下水道使用料は5,953万円で、支出については2億876万円で、また、資本的収支については、収入3億7,455万円、支出5億53万円で、

(2) 事業について

下水道事業は、都市の健全な発展、町民の生活環境の向上及び水質保全に資するため、平成10年度から順次下水道の整備をしています。令和3年度の供用開始に向けて、上半期に引き続き高雄字天道、下山、宮島、下野、中海道地区の各一部を整備しました。

予算執行状況(税込)

区分	上半期	下半期	累計額
収益的収入	2億2,859万円	1億7,702万円	4億561万円
収益的支出	1億5,845万円	2億876万円	3億6,721万円
資本的収入	1億6,211万円	3億7,455万円	5億3,666万円
資本的支出	1億6,618万円	5億53万円	6億6,671万円

業務量

(3月31日現在)

住民基本台帳人口(人)	34,920人
供用開始区域内人口(人)※	16,391人
接 続 人 口(人)	11,062人
有 収 水 量(m ³)	1,063,060 m ³

※供用開始区域内人口のみは4月1日現在

ブロック塀等撤去費補助金
について

都市整備課 内線284 1階 ⑤番窓口

地震等により倒壊のおそれがある民間建築物のブロック塀等の撤去の促進を図るため、扶桑町では、ブロック塀等の撤去費用の補助を行っています。

▼補助対象となる方
ブロック塀等を所有する個人又は法人

▼補助対象となる塀等
次の①から③の全てに該当するもの

①道路又は公共施設の敷地に面するもの

②コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀(門柱を含む。)

③道路からの高さが1mを超えるもの

▼補助対象となる工事
補助対象となる塀を原則全て撤去すること。(既設ブロック塀等の基礎部分を残した工事を含む。)

▼補助金の額
次の①と②を比較し、少ない方の額の1/2、上限10万円

(※)

①対象となるブロック塀等の撤去に要した経費

②対象となるブロック塀等を撤去した延長(m)×1万円

▼申請手続き
申請を希望される方は、補助の対象になるかを事前に都市整備課までご相談ください。

扶桑町
地震対策補助金について

災害対策室 内線352 2階 ⑭番窓口

扶桑町では、地震発生時における被害の減少と自助による町民の防災力の向上を目的として、家具転倒防止や窓ガラス等の飛散防止、感震ブレイカーの設置等を補助対象とした地震対策費用の一部を補助します。

1世帯につき、1年度に1回を限度として補助金を交付します。また、補助期間は、令和4年(2022年)3月31日までです。

▼補助対象となる方
扶桑町に住民登録がある世帯主又は世帯員の方

▼補助対象となる地震対策

- 家具の転倒防止器具及びその取付費用
- 家具からの食器等の落下を防止する器具及びその取付費用
- 窓ガラス等の飛散防止フィルム及びその取付費用
- 感震ブレイカー(分電盤タイプ・コンセントタイプ・簡易タイプ)及びその取付費用

▼補助金の額
補助対象となる地震対策の経費(消費税及び地方消費税の額を含む)の5分の4の額(100円未満は切捨て)で、1回の補助限度額は1世帯あたり1万円です。

▼申請手続き
次の書類を災害対策室へ提出して申請してください。(災害

男女共同参画週間

政策調整課 内線316 2階 ⑨番窓口

6月23日(水)から6月29日(火)までの1週間は、男女共同参画週間です。

キャッチフレーズ

「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」

「アラートの訓練放送を行います」

緊急地震速報訓練 6月17日(木)午前10時頃

「チャイム音」
「こちらは、こうほうふうです。ただいまから訓練放送を行います。」
「緊急地震速報チャイム音」
「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」が3回
「こちらは、こうほうふうです。これで訓練放送を終わります。」
「チャイム音」



緊急地震速報を見聞きした時の行動は、まわりの人に声をかけながら、周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保することが基本です。身を守る安全行動を訓練で確かめましょう。
なお、災害等の発生により中止する場合がありますのでご了承ください。

災害対策室 内線352 2階 ⑭番窓口